

令和2年第16回教育委員会定例会

開会年月日 令和2年8月21日(金)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 河 口 浩
同 委 員 坂 口 節 子
同 委 員 高 柳 誠
同 委 員 新 井 良 保
同 委 員 中 田 尚 代

議 題

1 議案

- (1) 議案第49号 「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について
(2) 議案第50号 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見聴取について

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
(2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
(3) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
(4) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを
求める陳情〔継続審議〕
(5) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳
情〔継続審議〕
(6) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて
〔継続審議〕
(7) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実
・発展を求める陳情〔継続審議〕
(8) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
(9) 令和元年陳情第3号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
(10) 令和元年陳情第4号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕

3 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

(2) 令和2年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

4 報告

(1) 教育長報告

「練馬こどもカフェ」オンライン版の試行について

その他

その他

開 会 午前 10時00分

閉 会 午前 10時56分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	木 村 勝 巳
教育振興部教育総務課長	櫻 井 和 之
同 学務課長	清 水 輝 一
同 保健給食課長	唐 澤 貞 信
同 教育指導課長	谷 口 雄 磨
こども家庭部長	小 暮 文 夫
こども家庭部子育て支援課長	山 根 由美子
同 こども施策企画課長	柳 下 栄
同 保育課長	宮 原 正 量

会議に欠席した者の職・氏名

教育振興部教育施策課長	吹 野 浩 一
同 学校施設課長	牧 山 正 和
同 学校教育支援センター所長	小 野 弥 生
同 副参事	山 本 浩 司
同 光が丘図書館長	清 水 優 子
こども家庭部保育計画調整課長	吉 川 圭 一
同 青少年課長	石 原 清 年
同 練馬子ども家庭支援センター所長	今 井 薫

教育長

ただいまから、令和2年第16回教育委員会定例会を開催する。

本日は、傍聴の方が1名いらっしゃっている。

本日の定例会は、新型コロナウイルス感染症対策として、理事者および出席者を絞って行う。

それでは、案件に沿って進めさせていただく。

本日の案件は、議案2件、陳情10件、協議2件、教育長報告1件である。

- (1) 議案第49号 「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について
- (2) 議案第50号 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見聴取について

教育長

初めに、議案である。議案第49号 「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について。説明をお願いします。

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

9月11日から第3回区議会定例会が開催されるが、それに向けて、この議案を提出してもらいたいと区長に依頼をする内容であった。何かご質問、ご意見はあるか。

新井委員

本件そのものの内容ではないが、教えていただければありがたい。練馬区の場合の小中の学校医、歯科医、薬剤師の人事について。私は神奈川県出身だが、ある学校で耳鼻咽喉科の先生の特別支援の子供に対する対応が非常に乱暴な場面があって、教員方から先生を替えてほしいと意見が出た。しかし、校長から、自分の権限ではなくて、例えば歯科医だったら歯科医師会のローテーションがあって、今年は誰々先生、来年は誰々先生と決まっているということだった。そのため、教員は、その事例にのっとってやる以外なかったということがあった。練馬区の場合、どのようになっているのか。

保健給食課長

練馬区においては、基本的に練馬区の医師会、歯科医師会、薬剤師会に依頼をし、どなたかを推薦していただくという形である。医師会等の中で決めていただいているので、必ずしも近くのお医者さんではないということも生じてくるし、それ以外にも、健康診断等の際にいろいろご要望が出るということもある。そうした場合には、推薦いただいた医師会、歯科医師会等にお話を差し上げるということもある。

新井委員

ありがとう。基本的に、期間は1年ごとでよろしいのか。

保健給食課長

基本的に1年であるが、先生が廃業するケースとか、そういう場合は例外もある。

教育長

ほかにいかがか。よろしければここでまとめたいと思う。議案第49号については承認でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは議案第49号は、承認とする。

次の議案である。議案第50号 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見聴取について。説明をお願いする。

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

振り返ってみると、3月に国から全校休業との要請があって、それに基づいて急遽休業にした。急な対応だったため、給食の食材等はほとんど発注していた。それについて補償金がこれだけの量になった。一旦は、4月に学校再開しようと思っていたが、そういう状況ではないということで休校の延長を決めた。4月分についても、急遽対応したため、若干食材等を発注していたものがあったということである。

説明があったように、全体像としては、既に6月に7,000万円強の補正予算がついているが、実際には、4,000万円弱であった。そのうちの2,500万円弱が議会の議決が必要だということで、区長から同意を求められたということである。

何かご質問、ご意見あるか。

坂口委員

学校が休みになり、給食がなくなるというのは、一番心配されたことだった。補償金を保護者から給食費として頂くわけにはいかないし、大きな金額のお金を区が全て負担して支払うのだろうと思う。牛乳やパンが相当余ったと思うが、その数字を確認したり、事務処理したことの大変さは非常によく分かった。本当に大変だったと思う。

それから、学校給食が休止になったので、余った味噌とかマーガリンを大量に店頭にだしているお店がそれを小分けにして売っていたり、新鮮な小松菜が山ほど余ったから

別の場所で販売していた。一生懸命あれこれ工夫して、市民もできる限り協力をしたけれども、全てを無駄なくできたわけではなく、牛乳も多分廃棄になったこともあるだろうと思う。子供たちの学校が休みになって大変な思いがあったけれども、これだけの大きなお金が動き、それを事務的に処理し、和解に至ったということの報告を頂いて、少しは安心である。本当にありがとうと申し上げるしかない。

教育長

ありがとう。後始末が大変だったが、保護者の皆さん方に負担させるわけには当然いかなないので、税金で補償していただきたいということで、議会に議案として提案をして了解を得たいということである。

ほかはいかがか。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、ここでまとめたいと思う。議案第50号については承認でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは議案第50号については承認とする。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (5) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (6) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (7) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (9) 令和元年陳情第3号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (10) 令和元年陳情第4号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕

教育長

次に、陳情案件である。継続審議中の陳情10件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日は全て継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和2年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。

協議(2) 令和2年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について。こちらは、本日、事務局より新たに提出された協議案件となる。

それでは、資料の説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

この点検・評価については、毎年、同様の形で行っていて、少しずつ改善できるところは変えている。前回の協議のときにも申し上げたように、現在、大綱の見直しを進めているので、現行の大綱に基づいて点検・評価するのは恐らく最後になると思っている。これまでの点検・評価をやっていく中で、気づかれた課題とか、そういうものも含めて、ご意見があればお話を頂ければと思っている。いかがか。

高柳委員

私は、練馬区の教育・子育て大綱は大変よいシステムだと思う。取組の目標があり、そして視点があって、重点施策も明らかになっている。それぞれについて、細目、取組項目があって、それを計画して、実施して、そして評価して、それで改善すべきところは改善するというサイクルで点検・評価をしている。大変いいシステムなので、今後も、この点検・評価を充実させて、よりよい大綱になればいいと思っている。

今後のスケジュールも見せていただいて、教育委員が評価をしたうえで有識者による意見および助言も頂いて、丁寧に点検・評価に取り組んでいると思う。このような提案でよろしいと思う。以上である。

教育長

ありがとうございます。ご意見として承る。
ほかはいかがか。よろしいか。
それでは、この案件については、本日の審議はここまでとし、次回以降も審議を継続したいと思っているので、よろしく願います。協議案件を終わる。

(1) 教育長報告

「練馬こどもカフェ」オンライン版の試行について

教育長

次に、教育長報告である。本日は1件ご報告をする。報告の 番について願います。

こども施策企画課長

資料に基づき説明

教育長

昨年度から行っている練馬こどもカフェの事業であるけれども、コロナにより、実際に子供たちが集まって親御さんと一緒に行くということが難しい。ただ、貸切りのところについては何とかやれているけれども、それ以外のところは、オンラインによる練馬こどもカフェをやっていきたいという報告である。

何かご質問、ご意見あったら出していただければと思う。いかがか。

坂口委員

まだその事業周知の中身を見ていないので分からないが、あまり大勢だとZoomでは発言の機会がないし、1回につき3～5組というのは非常にいいかと思うけれども、一体何組の方が実際にはご利用になれるのか。何回ぐらいとか、何日とか、回数についての報告がないが、どうなのか。

こども施策企画課長

委員がおっしゃったように、双方が会話できて、交流促進できるような形で3組から5組と考えている。また、スマートフォン等の端末を利用する方もいらっしゃると思うので、その画面の切り分けも考慮して、その組数が限度と思っている。

回数であるが、今の時点では、大体月に1回から2回程度を想定している。それ以降については、利用者の声や需要等を踏まえて検討していきたいと考えている。

あくまで練馬こどもカフェは、保護者がリラックスできる空間を提供するというところで、民間カフェで実施することが一番ベストだということで始まった経緯があるが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、実店舗で開催できないところがある。その代替の措置として、オンライン版を始めていきたいと考えている。

坂口委員

たとえば、10組とか20組の方が応募されたりするのではないかと思うが、3～5組の方がオンラインでZoomの会議をやっているのを、定員に外れた方たちがその様子を見られるのか。

こども施策企画課長

あくまでも、そこに参加するのは3組から5組になる。万が一、定員になってしまって参加できなかった方については、次回以降のご案内をするなどして対応したいと考えている。

教育長

なかなかオープンでは難しいかなと思っていて、個人情報も当然あるし、ICTを使うので、その辺の安全性等を考えると、やっぱりクローズした形でやらざるを得ない。ただ、坂口委員がおっしゃるように、申込みは結構来るかなと思っているので、その状況を見ながら回数については増やしていければと思っている。

ほかは何かあるか。

中田委員

同じような質問になるけれども、この1回の所要時間と、親子以外に参加される職員の方は何名参加されるのか教えてほしい。

こども施策企画課長

1回の所要時間であるが、およそ30分程度を考えている。

参加する体制であるが、講師として、幼稚園もしくは保育園の先生の2名を配置する予定である。また、Zoomを利用するので、パスワード等も付与するなど、セキュリティの管理をする必要があるので、区の職員もそこに立ち会う。したがって、講師の方2名、区の職員が1名以上、それに加えて保護者の方が3組から5組という体制となる。

中田委員

ありがとう。

教育長

中田委員は、総合教育会議で、もう少し気軽に子育てについて相談できるものがいっぱいあったほうがいいとおっしゃっていたが、こどもカフェは我々としても非常に期待をして始めた事業である。

ただ、こういう事業というのは、コロナの中では難しいなと思っていて、なかなか悩ましいが、何とか気軽に相談できたり、交流できるような仕組みを途絶えさせないように続けていければということで、今回、こういう試みをしていきたいということである。ご理解いただければと思う。ほかはいかがか。

新井委員

民間カフェとの協働・連携ということであるが、具体的にどういうことが教えていただけるか。

教育長

改めて、全体像について少し説明してもらえるか。

こども施策企画課長

練馬こどもカフェは、昨年の6月から事業をスタートしている。民間のカフェをお借りして、空間を設け、その地域の保育園や幼稚園の先生を講師として招いて、申込みのあった0歳から2歳児ぐらいの在宅子育て家庭の親子に参加していただく。講座としては、例えばベビーマッサージ、手遊び、体操などを講師の方が親子にレクチャーするものである。

在宅子育て家庭の保護者の方に気軽に参加してほしいので、民間カフェの場を借りて行く。民間カフェは無料で借りることになるが、保護者の方がそこのお店のコーヒーやジュースを注文して、リラックスして講座を受けてもらうことで、在宅で子育てされている保護者の方に息抜き場の場として利用してほしいということが主たる目的である。

昨年度は3店舗で実施している。店名を申し上げますと、タリーズコーヒーが2店舗、スターバックスが1店舗である。今年度はホテルカデンツァ光が丘とカフェ ココが加わって、併せて5店舗になっている。

なお、ホテルカデンツァ光が丘が場所を貸切りできるので、7月から実施している。またカフェ ココについても、開店が11時からとなるので、この事業自体を10時から実施して、10時から11時を実質的な貸切りという形として、事業を昨日から実施しているところである。

新井委員

ありがとう。

教育長

カフェ ココというのはどこにあるのか。

こども施策企画課長

カフェ ココは高松一丁目である。

教育長

貸切りができるところについては、コロナ感染予防対策をとったうえでやろうと思っているが、タリーズやスターバックスのようにほかのお客さんがいっぱいいる中でやるのは結構厳しいとされていて、しばらくはできないかと思う。その代替として、今回、このオンライン版をやりたいと思っている。

ほかはいかがか。よろしいか。それでは以上である。

その他

教育長

その他の報告は何かあるか。

事務局

特段ない。

教育長

委員の皆様方から何かあるか。

高柳委員

新型コロナに関連するが、専門家によっては今がピークだと言う方もいらっしゃるが、どのように推移するかは本当に不明で、早く終息することを心から願っている。

保育園や学童クラブは、保育活動を継続して行っていると思うが、今のところ、その状況はどうなのか、何か大きな課題になっていることはないのか。また、幼・小・中については、来週から2学期、教育活動が再開されるけれども、1学期の課題を踏まえて、どんなことに特に留意したり、それから感染防止とか教育活動の充実を考えていらっしゃるのか。

保育課長

区内の保育園の状況である。緊急事態宣言が終了し、6月末までは登園の自粛要請をしていた。その後、7月からは自粛要請を終え、通常の登園に切り替えている。これまでの間、1週間ごとに、区内の園児の登園の状況の統計をとっていたが、7月末時点で大体90%程度まで回復して、8月に入って、登園状態はいつもどおりに戻ってきている。

一方で、PCR検査を受ける方が日々いる状況である。園児、保護者、各施設の職員、この3者のいずれかがPCR検査を受けた場合には、必ず情報を把握している。大体1日5件から10件程度は区内いずれかの保育園で関係者の方が検査を受けているという状況である。

おおむねは陰性であるが、中には陽性になる方もいらっしゃる状況である。先日、区内の私立認可保育園で臨時休園が発生した。幸いクラスターということではなくて、園児1人の感染だったので、臨時休園をして、その旨を関係者、つまりその園に在園していらっしゃる保護者の皆様には周知をしたうえで、手続を行っていただいたところである。

こういった状況を踏まえ、各施設においては、施設内で感染症対策をどのように進めたらいいかというのは相談をさせていただいたところである。そこで、保育課としては、今月、区内の保育施設向けに、施設内の感染症対策に関するガイドラインを配付しているところである。

また、従来から、区立園の園長経験者の職員による巡回を行っているが、緊急事態宣

言終了後については巡回支援も再開し、感染症対策を徹底したうえで、必要最小限の時間と人数で各園を回らせていただいて、ご相談にも乗っているという状況である。

子育て支援課長

学童クラブについて、ご報告させていただく。

保育課長から、おおむね9割まで回復をしていたのが7月末というお話があったが、学童クラブはおおむね8割程度である。その8割程度の後、通常であると、いわゆるお盆の時期になるとぐっと登室率が減るのだが、今年はどこにも出かけられないような状況だったので、3割から4割程度は学童クラブに通っているという状況であった。全体にいつもよりは少ない状況ではあるが、一方で、お盆の時期になってもそれほど減らないといった状況であった。

日々の生活であるが、子供はどうしても密になってくっついて遊ぶということが常だと思うが、そこをなるべく密にならないようにという工夫をしているため、どうしても子供たちにとってはあまり楽しい生活ではないかもしれない。遊びの制限があるということはある。

特に、一方向を向いてしゃべらずに食事、おやつを食べさせるということを徹底している。昼の時間にしゃべらないというのが、どうなのかなというところはあるが、ただ一方で、それを徹底していることによって濃厚接触者が出ないという状況が出ている。学童クラブの中でも、陽性者が出たことはあるが、保健所に確認したところ、一方向を向いてしゃべらずに食べているということから、濃厚接触が発生しないといったものもあった。これからも、子供たちがなるべく楽しく安全に過ごすという中でのバランスをとりながらやっていきたいと考えているところである。

学務課長

幼稚園についてである。幼稚園は3歳から5歳のお子さんの区民のうちの大体半分ぐらいの9,000人以上の方を、区立・私立併せて41園でお預かりしている状況である。8月は、幼稚園本体は夏休み中なので、その分、クラスター等のリスクというのは少ない状況が続いている。一方で練馬こども園については、この夏休み中も預かり保育を行っているという状況にある。

この後、指導課長から説明があるが、これまで感染予防対策を徹底しているところではあるが、今後もしっかりとやっていきたいと考えている。あと保育課長からもあったように、職域でPCR検査を受けている方も結構いらっしゃるので、9月からもめかりなく対応していきたいと考えている。

教育指導課長

小中学校、幼稚園も含めて、ガイドラインに関することもお話しさせていただきたいと思う。

文部科学省は、8月中旬に、「学校の新しい生活様式」ということで、また新たにガイドラインを示した。このガイドラインと東京都の感染状況も踏まえながら、練馬区の小中学校、幼稚園も含めて、いよいよ再開に向けてどのようにしていくのか、協議を重ね

てきたところである。

大きな変更点というのは基本的にはないが、やはり子供たちの教育活動にかなり制約があった1学期であった。もちろん感染予防はしっかりとしていかなければならないが、例えばグループでの話し合い活動などは、身体的距離をとり、マスクを着用しながら工夫して行う。換気や手洗いも徹底して行うなど、対策をしながら、少しずつ活動の幅を広げていきたいと考えている。

ただ、夏休みに入り、子供たちが学校に通わない期間があったので、何よりもまず先に子供たちの心のケアの充実を、2学期当初は図っていききたいと考えている。

また、別の視点では、校外学習などについては、引き続き、当面の間であるが、行うことができないと判断しているので、そのことも学校には伝えていききたいと考えている。

そのほか、消毒のやり方について。これまでかなり、教職員にも、消毒が業務として負担になっていたもので、どんなところを消毒すればいいのか、あるいはどの程度やればいいのかというあたりも示していききたいと考えている。

それから、感染予防を講じながらということになるが、給食の食べ方については、これまでどおり、向かい合うことなく、同じ方向を向いての給食ということになる。

部活動の再開についても、既に夏休み中もやっているけれども、しっかりと感染予防をとり、ある程度の身体的距離もとり、一部行っているところである。

最後になるが、現在、何よりも心配なのが、マスクをしたままの教育活動を行うことによる熱中症にかかることである。外あるいは体育館での体育などは、マスクを外して距離をとりながら行っているというところであるが、登下校中もやはり心配な点があったり、あるいは室内においても熱中症にかかることもある。WBGT値をしっかりと各学校でも見極めていただき、それぞれの熱中症予防対策も講じていただきながら教育活動を進めてもらうため、現在、学校への指導準備をしているところである。

高柳委員

3月からずっと継続的にいろいろなことに対応していただけてありがとうございます。それぞれの部署で大変なことが本当にたくさんあって、課題についてはまた解決して、改善していくという形だろうと思っている。

そこで、小中学校のガイドラインについてであるが、教育指導課長がおっしゃったように、8月上旬に国から衛生管理マニュアルが出ている。その中に、コロナウイルスは、24時間から72時間ぐらいで感染力はなくなるだろうから、学校の休業期間を見ると、休業期間を大体1～3日以内ぐらいにしているところが多いというような文が載っている。万が一、練馬区で児童や教職員に感染者が出た場合、今までのガイドラインだと2週間休業するということになっている。これは万全を期すということでそうになっていると思うが、2週間と3日以内ぐらいでは、随分開きが大きいので、この辺は少し検討されているのかどうか。またいろいろな段取りがあると思うので、なかなかガイドラインを改正するのは時間のかかることだと思うが、検討されているのかどうか、今後のことを教えていただければありがたいと思う。

保健給食課長

ご指摘のとおり、当初、原則2週間の休業と考えていたが、授業時間の確保やコロナウイルスの生存期間などを考慮して、実際に感染した教員が出たケースでも、3日から5日間休業し、その間に濃厚接触者の特定と感染した方の活動範囲の消毒を行った。実際には2週間休まなかったのが、明文化してガイドライン等でも示せるよう、現在、考えているところである。

高柳委員

分かった。ありがとう。

教育長

ほかにあるか。

新井委員

様々な感染予防の対応、ありがとう。1点だけ確認させてほしい。あつてはならないことだと思うけれども、差別、いじめの問題等について、これはガイドライン等にも示されているのかも分からないが、今の現時点での対応はいかがか。

教育指導課長

6月の分散登校が始まったときにも、差別と偏見に関する指導を全校・全学級で行った。教育委員会から、指導の授業キットを全校に配布して行ってもらった。ただ、一度行えばいいというものではないので、その都度、引き続き学校が指導を入れられるような体制を整えていきたいと考えている。

新井委員

分かった。

教育長

ほかはいかがか。よろしいか。

教育委員会、学校とも緊張感を持って、引き続き対応を行っていきたいと思っている。以上で第16回教育委員会定例会を終了する。ありがとう。